

令和2年7月15日
第2回埼玉支部評議会

健康経営推進の取組みについて

※P14新規作成、P14以外は内容の更新

健康経営とは

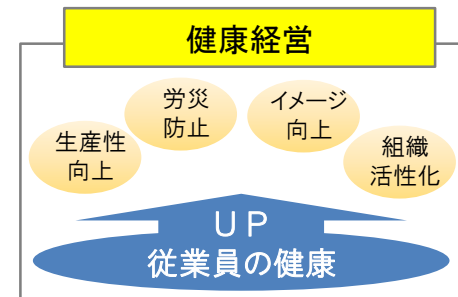
1 背景

高齢化社会の急速な進展により、生産年齢人口の減少や医療費の増大に伴う社会保険料の負担増など、企業を取り巻く環境は厳しさを増している。このような状況のもとで、企業が自主的に従業員等の健康づくりに取り組み、従業員等の健康増進や健康寿命の延伸を図る必要が生じている。

2 健康経営とは

健康経営とは、従業員の健康保持増進の取組が、将来的に収益性等を高める「投資」であるとの考えのもと、『健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること』です。

企業が健康経営の理念に基づき、従業員の健康保持・増進を行うことは、医療費適正化だけでなく、右図のように労災防止等様々な効果につながり、ひいては企業業績等の向上にも寄与するものと考えられます。



3 社会の動き

○「健康経営銘柄」の選定・・・健康経営に積極的に取り組む企業を株式市場で評価する仕組み。令和2年3月には30業種40社選定。

○「日本健康会議」の発足・・・経済界・医療関係団体・自治体のリーダーが手を携え、民間主導で国民の健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図っていくことを目的とした民間組織「日本健康会議」を発足。官邸を中心に厚労省及び経産省による支援の下で、2020年までに健康経営に係る数値目標2つを含む8つの宣言を達成することを目的に活動。

(宣言抜粋)宣言4: 健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

宣言5: 協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。⇒2020年3月35,196社

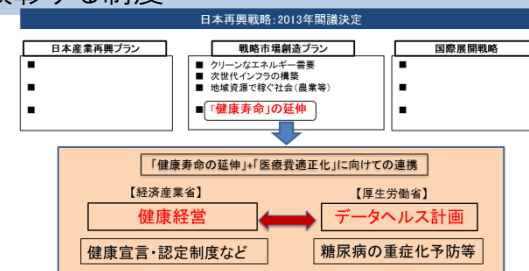
※2018年度より目標を1万社から3万社に修正

○「健康経営優良法人認定制度」の実施・・・経済産業省が日本健康会議と共同で、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業、医療法人等の法人を顕彰する制度

4 健康経営優良法人認定制度

○大規模法人部門・・・上場企業に限らず大規模法人のうち保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人について、2020年までに500社を「健康経営優良法人～ホワイト500～」として認定・公表する。⇒2020認定1,476法人(令和2年6月1日現在)

○中小規模法人部門・・・日本健康会議が掲げる宣言5との連携を図り、協会けんぽ等の保険者の進めている「健康宣言」に取り組んでいる中小企業、中小規模の医療法人から「健康経営優良法人」として認定・公表する。⇒2020認定4,817法人(令和2年6月1日現在)



日本再興戦略: 2013年閣議決定

文中に「健康経営」の文言が明記された。

骨太方針2016: 2016年経済財政諮問会議決議

「企業による健康経営の取組とデータヘルスの更なる連携を図る」ことが明記された。

健康経営優良法人認定制度(経済産業省)

これまで上場企業に限られる「健康経営銘柄」が制度化されていましたが、平成28年度から、経済産業省が日本健康会議と共同で、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業、医療法人等の法人を顕彰する「健康経営優良法人認定制度」が創設されました。

本認定制度には、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門」の2部門があり、令和2年3月に埼玉支部加入3事業所が「2020大規模法人部門」、80事業所が「2020中規模法人部門」に認定されました。

<健康経営に係る顕彰制度の対象法人>

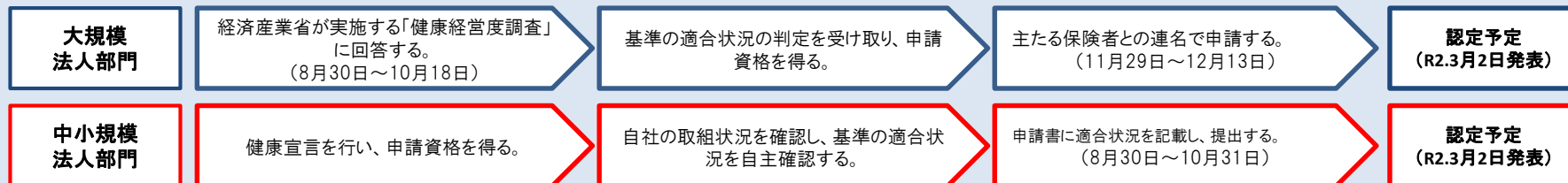
	【健康経営銘柄】 	健康経営優良法人 【大規模法人部門】 	健康経営優良法人 【中小規模法人部門】 		
製造業その他	東京証券取引所 上場会社	301人以上	300人以下	または	3億円以下
卸売業		101人以上	100人以下		5,000万円以下
小売業		51人以上	50人以下		5,000万円以下
サービス業		101人以上	100人以下		1億円以下

健康経営優良法人(中小規模法人部門)の申請先は、日本健康会議認定事務局です。
 なお、中小規模法人部門は、「健康宣言」をしていることが申請の条件になります。
 また、健康経営優良法人2019より「中小企業法上の『中小企業者』に該当する会社」についても中小規模法人部門に申請が可能となりました。
 詳細は、経済産業省のホームページ等でご確認ください。

認定事業所数		大規模 法人部門	中小規模 法人部門
2018	全国	539	775
	埼玉	1	16
2019	全国	821	2,503
	埼玉	0	62
2020	全国	1,481	4,723
	埼玉	3	80

参考

2020認定
までの
流れ



健康経営優良法人認定制度(経済産業省)

◆健康経営優良法人2020 認定企業一覧

(大規模法人部門)

No	認定法人名称
1	医療法人社団清幸会 行田中央総合病院
2	石坂産業 株式会社
3	株式会社 バッファロー

(中小規模法人部門)

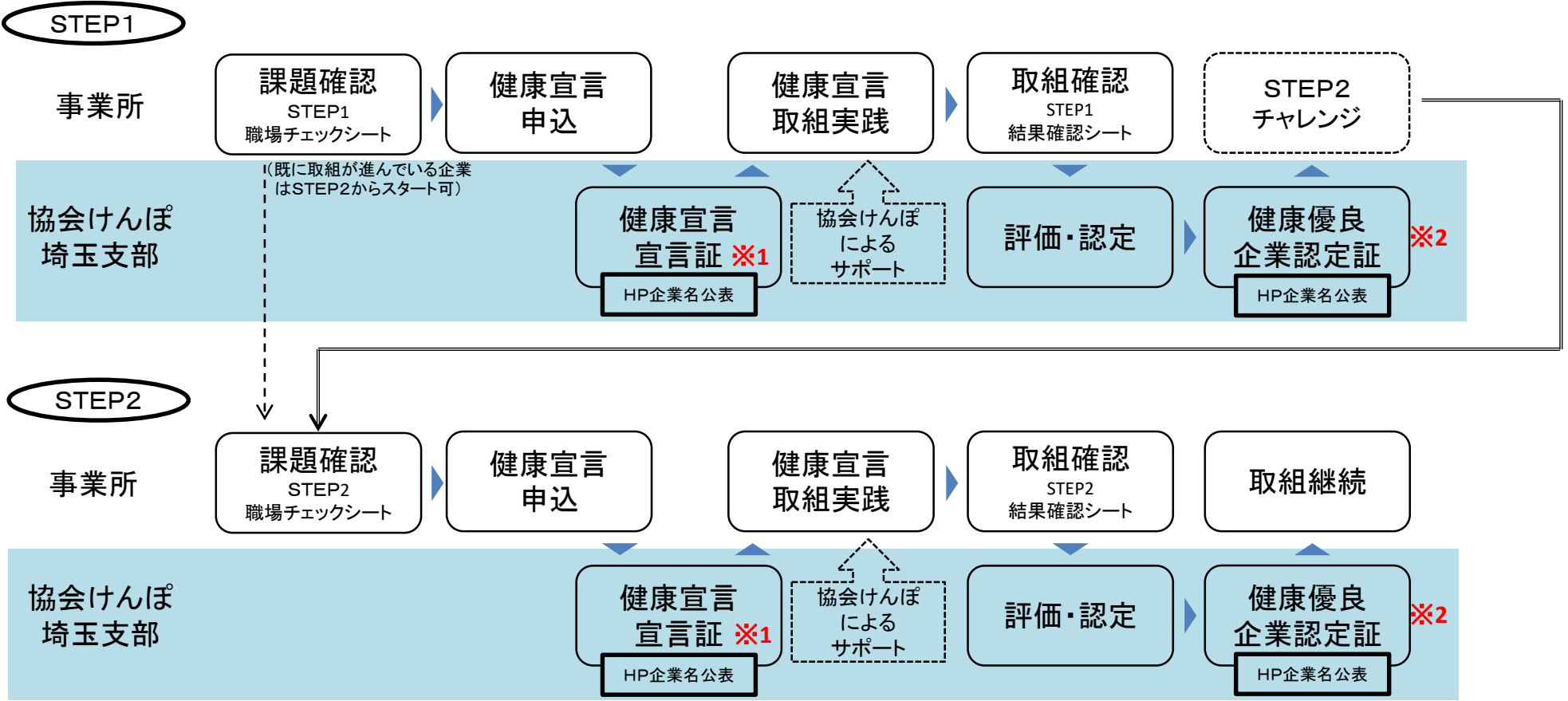
NO	認定法人名称
1	増木工業 株式会社
2	株式会社 タカヤマ
3	株式会社 シンミドウ
4	株式会社 光英科学研究所
5	株式会社 しんけん
6	アイコスモ株式会社
7	ルーツアイランズ株式会社
8	株式会社 ライフマスター
9	株式会社 東京すずらん
10	株式会社 東海日動パートナーズEAST
11	BTコンサルティング株式会社
12	株式会社 ニチリョー
13	株式会社 二光製作所
14	株式会社 NEW GATE
15	株式会社 ギャランティーサービス
16	株式会社 UCHIDA
17	株式会社 日環サービス
18	株式会社 山本製作所
19	野口精機株式会社
20	有限会社 一進堂
21	株式会社 エーシートランスポート
22	桶本興業 株式会社
23	三喜運輸 株式会社
24	合同会社 希望舎
25	有限会社 アクト物流
26	株式会社 M's
27	医療法人 いのクリニック

NO	認定法人名称
28	医療法人 クレモナ会 ティーエムクリニック
29	株式会社 カークリニックアキヤマ
30	株式会社 三津穂
31	株式会社 大生興業
32	株式会社 栗原辨天堂
33	株式会社 ほつとステーション
34	株式会社 匠
35	株式会社 環境テクノ
36	松坂屋建材 株式会社
37	株式会社 エムケー・ロジテック
38	三共物流 有限会社
39	株式会社 マルニックス
40	株式会社 浜屋
41	アースシグナル 株式会社
42	梅田工業 株式会社
43	株式会社 ケーロード
44	株式会社 発送センター
45	株式会社 鯉平
46	株式会社 サンライズクリエート
47	新雪運輸 株式会社
48	新雪運輸 株式会社
49	有限会社 アイホケンサービス
50	株式会社 広瀬工業
51	東武バスウエスト 株式会社
52	株式会社 アイエフ物流サービス
53	株式会社 ナカイ建設
54	株式会社 旭

NO	認定法人名称
55	株式会社ヒタチ
56	笛木醤油株式会社
57	元郷塗装工業株式会社
58	けやき道路工業株式会社
59	株式会社キューブコンサルティング
60	株式会社ハイベリオン
61	株式会社ノットイコール
62	株式会社トーカイ
63	有限会社 新郷運輸
64	京葉流通倉庫株式会社
65	MS埼玉株式会社
66	ライフサポートサービス株式会社
67	株式会社タイホー
68	株式会社 アシスト
69	エムケイ・コンサルティング 株式会社
70	社会福祉法人 彩光会
71	ユナイテッドインシュアランス 株式会社
72	株式会社 サイボウ
73	サイボウサービス 株式会社
74	株式会社 中村コミュニケーションズ
75	オリヤス 株式会社
76	株式会社 ボディショップアキヤマ
77	合同会社 INNOVATION
78	株式会社 地区計画コンサルタンツ
79	医療法人社団 大志会
80	株式会社 ウエルネスジャパン

順不同、以上

協会けんぽ埼玉支部の健康宣言の流れ



- 健康宣言参加企業への特典(例)**
- ・健康優良企業認定証の発行
 - ・事業所の健康度分析資料の送付
 - ・協会HP等での公表
 - ・「健やか」保証制度申請に係る認定
 - ・健康経営企業の認定(埼玉県・さいたま市)
 - ・経済産業省の健康経営優良法人認定申請のサポート

※1 埼玉県にも宣言企業登録

※2 さいたま市による認定
埼玉県による認定

埼玉支部における健康経営実施状況

(令和2年6月末時点)

1 健康宣言

協会けんぽ埼玉支部においては、平成28年11月22日より「健康宣言」企業の募集を開始しました。
 令和2年6月末時点で、456社が健康宣言を行っています。また、193社について健康優良企業の認定を行いました。
 健康保険組合連合会埼玉連合会においても同様のスキームで健康宣言を実施しています。
 また、埼玉県及びさいたま市の健康経営実践事業所の認定制度にも以下の事業所が手続きをしています。

協会けんぽ	宣言企業数	認定企業数
STEP1	456社	193社
STEP2	79社	26社

	宣言企業数	認定企業数
埼玉県	266社	91社
さいたま市	—	22社

※協会けんぽ埼玉支部の加入事業所のみを集計しています

2 健康経営セミナー等

「健康経営」に関するセミナーをはじめ、企業における健康づくりに関する各種セミナーを開催いたしました。

2019健康経営セミナー	
目的	健康経営の具体的方法の提案や企業の事例紹介を通じて、事業主の皆様へ健康経営についての理解を深めていただき、健康経営の取り組みの促進を図る。
日程場所	令和元年9月11日(水) 大宮ソニックシティ 小ホール
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ■基調講演 古井 祐司氏 <small>東京大学 未来ビジョン研究センター 特任教授</small> ■特別講演 竹中 晃二氏 <small>早稲田大学 人間科学学術院教授</small> ■事業報告 健康経営埼玉推進協議会 ■取組発表 ポッシュ株式会社 / 永田紙業株式会社 / 新星機工株式会社
参加者	301名

2019受動喫煙防止対策セミナー	
目的	改正健康増進法の全面施行が2020年4月1日に実施される状況の下、法改正の理解を深めることにあわせ、企業経営者等に喫煙および受動喫煙の危険性や禁煙の取り組みに対する理解を深めていただくことで、企業における喫煙・受動喫煙対策の促進を図る。
日程場所	令和元年11月15日(金) 大宮ソニックシティ 市民ホール
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ■基調講演 樺田 尚樹氏 <small>産業医科大学 産業保健学部教授</small> ■事業報告 埼玉県/全国健康保険協会埼玉支部 ■取組事例発表 株式会社アイエヌジー 株式会社ケーロード
参加者	192名

埼玉支部における健康経営実施状況

4 スモールチェンジ活動

健康経営に取り組む際に、企業がどれだけ従業員の健康づくりの環境を整えたとしても、各従業員が能動的に健康づくりに取り組まないと継続していきません。そのため、協会けんぽ埼玉支部では、健康経営のサポートとして「スモールチェンジ活動」を推奨しています。

「スモールチェンジ活動」は、早稲田大学応用健康科学研究所の竹中教授が推進する活動で、一大決心が必要な大きなことを行うのではなく、取り組みやすいスモールな健康行動を「始める・続ける・増やす」ことにより、結果的に生活習慣病の予防や健康増進等のラージチェンジにつなげる取り組みです。

平成30年7月には、早稲田大学と共同研究契約を締結しました。今後は、早稲田大学と連携して、より効果的にスモールチェンジ活動によるサポートを行っていく予定です。また、新たな試みとしてメンタルヘルス不調者のための「イフ・ゼン・プラン」を試験的に開始しました。

目標は、毎日の生活の中で継続してできる小さなことを設定していただき、全従業員から提出していただきます。
(例) 駅ではエスカレーターではなく階段を利用する。
10分の散歩を15分にする。
毎日体重計に乗る。
缶コーヒーを無糖のものや緑茶に変える。
毎日のお菓子の量を2/3にする。

目標設定

【企業の取組み】

- 取組みの周知及び用紙の配付、回収
全従業員にスモールチェンジ活動について周知するとともに、目標記入用紙や振り返りアンケート記入用紙の配付と回収を行います。
- 健康新聞の作成、配付
健康づくり意識の醸成や健康行動の継続のために、協会けんぽと取組みに参加希望された健康宣言企業が協働して健康情報を掲載した新聞を作成し、毎月従業員に配付しています。

振り返りの内容を基に、目標を継続するか、レベルアップするか、別の目標に変更するかなどを検討します。

目標再検討

行動実践

振り返り

6カ月程度経過後、目標を達成できたか、目標は適切だったかをアンケートにより振り返ります。

【協会けんぽのサポート】

- 必要な用紙の提供
目標記入用紙や振り返りアンケート用紙を提供します。
- 健康新聞の作成
健康宣言企業と協働して定期的に健康情報を掲載した新聞を作成します。
- 設定した目標や振り返りの集計・分析
各従業員が記載した目標や振り返りのアンケートを集計・分析し、企業に提供することで、スモールチェンジ活動の効果的な取り組みにつなげます。

受動喫煙対策「禁煙チャレンジ制度」

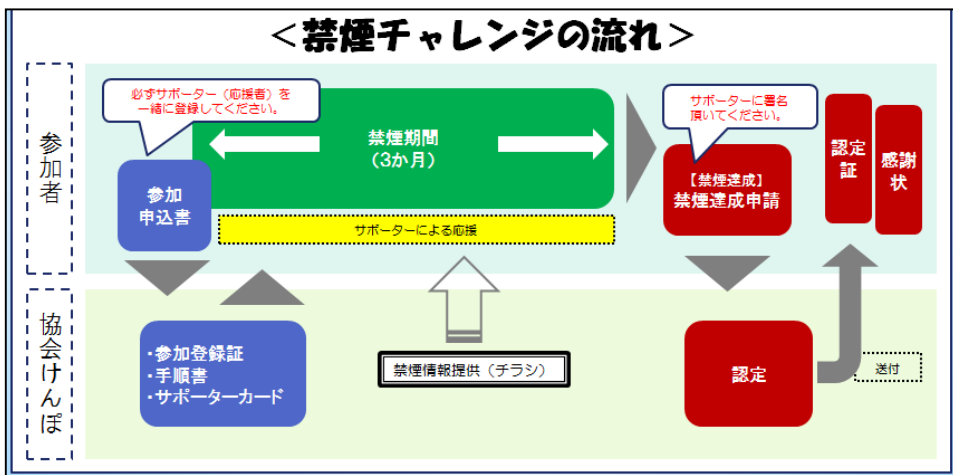
平成30年8月27日から禁煙チャレンジ制度をスタートしました。

禁煙しようと考えた方の禁煙の成功率を高くするために、サポーター（応援者）と一緒に禁煙に取り組んでいただく制度です。サポーターと一緒に登録していただき、3か月以上の禁煙に成功した方に認定証を交付します。

今後制度周知を行い、健康経営の取組みの一環として企業でも従業員に推奨していただく予定です。

令和2年3月末日時点で10名が禁煙チャレンジ制度に参加して、うち5名が禁煙に成功しました。

<禁煙チャレンジの流れ>



禁煙チャレンジ制度のポイント！

1. サポーター（応援者）の登録

- ・サポーター（応援者）を登録して一緒に禁煙に取り組むことで、禁煙にくじけそうなるのを防ぎます。
- ・サポーターの役割は、禁煙している人を励ますことや、喫煙の誘惑をしないようにすることです。
- ・サポーターの方には、サポーターカードを交付します。

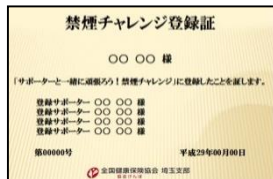
2. 埼玉支部からの情報提供

- ・協会けんぽ埼玉支部から禁煙に関するリーフレットを送付するなどの情報提供を行います。

3. 禁煙成功者に認定証

- ・3か月以上の禁煙に成功した方には協会けんぽ埼玉支部から認定証を交付します。
- ・サポーターの方には、感謝状を交付します。

《登録証等イメージ》



登録証



サポーターカード



認定証

連携による「オール埼玉」でのサポート

中小規模事業所が健康経営を実施するための課題解消に向けた支援

企業の多くは経済団体や業界団体等に所属しています。経済団体等の中には会員向けに健康診査を実施しているところも多く、経済団体等と連携し健診後の特定保健指導を協会けんぽが実施することにより、結果的に従業員の健康管理の重要な部分を支援することになり、労働災害防止にもつながります。

また、関係団体との「健康づくり包括協定」を進め、中小規模事業所が健康経営を実施するための課題解消に取り組んでいます。

連携協定を締結している関係団体一覧

■ 行政等	
1	埼玉県
2	さいたま市
3	埼玉産業保健総合支援センター
4	埼玉県信用保証協会
■ 医療関係団体	
5	埼玉県医師会
6	埼玉県歯科医師会
7	埼玉県薬剤師会
■ 経済団体等	
8	さいたま商工会議所
9	埼玉県商工会連合会
10	新座市商工会
11	埼玉県中小企業団体中央会
12	埼玉県法人会連合会
■ その他関係団体	
13	埼玉県社会保険労務士会
14	埼玉県中小企業診断協会
15	女子栄養大学
16	日本薬科大学(1.7.18)
17	埼玉県立大学(1.11.5)

(令和元年11月20現在)

関係団体と連携した具体的な健康経営の取組み状況(例)

連携団体	連携した取組み	取組み概要
埼玉県	健康経営セミナー	平成29年2月、平成29年7月、平成30年7月、令和元年9月に協働で健康経営セミナーを開催。
	コバトン健康マイレージ	埼玉県が推進する歩数計によって計測された歩数等に応じてポイントが付与される事業に、協会けんぽ埼玉支部が実施主体として参加。健康宣言企業に健康経営の取組みとして推奨。
	健康関連産業サービス会議	ヘルスツーリズム産業の創出を目的とし、クアオルトウォーキングコースを認定。(所沢市)ヘルスケア分野でビジネスマッチングを行うためのセミナーを開催。
	健康経営企業の認定制度	平成30年度から健康経営実践企業の埼玉県による認定を実施。
	健康経営埼玉推進協議会	平成30年9月に埼玉県、さいたま市と協同で健康経営埼玉推進協議会を設立。(平成31年3月には健康保険組合連合会埼玉連合会も参画) 令和2年3月末時点において、埼玉県社会保険労務士会や埼玉県中小企業診断協会及び保険会社をはじめとする民間の協力事業者を含む14団体と健康経営普及推進に関する覚書を締結。
さいたま市	さいたま健康マイレージ	さいたま市が実施する歩数計によって計測された歩数等に応じてポイントが付与される事業。さいたま市内の健康宣言企業に健康経営の取組みとして推奨。
	健康経営企業の認定制度	平成30年度から、埼玉支部が認定した健康優良企業に対してさいたま市でも認定を実施。
	さいたま健幸ネットワーク	平成30年3月にさいたま市が設立した、健康経営を推進する企業、団体、行政、大学等のネットワークで、埼玉支部も加入。平成31年度は7月、1月に開催された「健幸セミナー」に参加。
	健康経営埼玉推進協議会	※同上(埼玉県・健康経営埼玉推進協議会項目参照)
健康保険組合連合会 埼玉連合会	健康宣言	平成29年度から協会けんぽ埼玉支部と同じスキームで健康宣言を実施。 平成31年3月から、健康経営埼玉推進協議会へ参画。
商工会議所	健康経営セミナー等	平成30年5月の川口商工会議所が開催する健康経営セミナーをはじめ、川越商工会議所、本庄商工会議所、行田商工会議所、さいたま商工会議所のセミナーや会議へ講師派遣を行い、埼玉支部の取組発表を実施。川越商工会議所、さいたま商工会議所が健康宣言実施。 平成30年2月、平成31年3月に東京商工会議所と共催で「健康経営アドバイザー研修」を開催。
法人会	健康経営の普及促進	川口法人会が会員企業に健康経営を推進する健康経営促進運動のキックオフ会議に参加したほか、秩父法人会の定時総会に講師派遣を行い、埼玉支部の取組発表を実施。
女子栄養大学	健康レシピ	女子栄養大学と連携して健康レシピ(29品目)を作成。健康宣言企業に推奨。
埼玉産業保健総合支援センター	個別支援、セミナー、助成金等の案内	埼玉産業保健総合支援センターが中小企業を対象に原則無料で実施するメンタルヘルスや安全衛生等に関する個別支援、セミナー、助成金等の事業を案内。

健康経営推進に向けた情報交換会の実施

健康宣言企業との情報交換会

目的: 健康宣言の取組情報を交換し、企業間のさらなる健康経営の質の向上と保険者等の新たなサポートの検討の参考とする。

開催日	会場	参加人数
令和2年2月12日(水)	川越商工会議所	14名
令和2年2月13日(木)	春日部商工会議所	13名
令和2年2月14日(金)	さいたま商工会議所	26名
令和2年2月27日(木)	熊谷商工会議所	新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

実施結果

産保センターとの共催で産業医によるセミナーと会議への参加により、質の高い会議となり、健康経営に活用できるサービスが多く存在することを理解していただいた。宣言企業の進んだ取り組みが紹介され、新しい宣言企業には大いに参考となり、今後も定期的な開催の希望が多くあった。健康宣言企業のネットワークの構築の足掛かりになった。

中小企業診断士との「健康経営推進に向けた情報交換会」

目的: 健康経営埼玉推進協議会の機能を高めるために、中小企業の経営に精通した専門職である診断士に協力事業者として今後中心的な活躍を期待する。

開催日	会場	参加人数
令和2年2月5日(水)	全国健康保険協会埼玉支部大会議室	5名
令和2年2月7日(金)	全国健康保険協会埼玉支部大会議室	2名

実施結果

中小企業にとって従業員の健康が最重要であるとの共通認識を確認した。今後6ヶ月間を目途に保険者が実施する保健事業の詳細を理解していただくためのセミナー等を実施することとした。

社会保険労務士との「健康経営推進に向けた情報交換会」

目的: 健康経営埼玉推進協議会の機能を高めるために、社会保険の専門職である社労士に協力事業者として今後中心的な活躍を期待する。

開催日	会場	参加人数
令和2年3月3日(火)	全国健康保険協会埼玉支部大会議室	4名
令和2年3月4日(水)	全国健康保険協会埼玉支部大会議室	1名

実施結果

参加された社労士の情報から「健康経営」の推進について、さらに積極的に社労士に働きかける必要があることが判明した。今後、埼玉県社労士会の協力を得ながら、具体的な連携構築に向けた働きかけを検討していく。参加者からは定期的な情報交換会の開催の希望があった。

健康経営埼玉推進協議会による健康経営普及推進の取組み

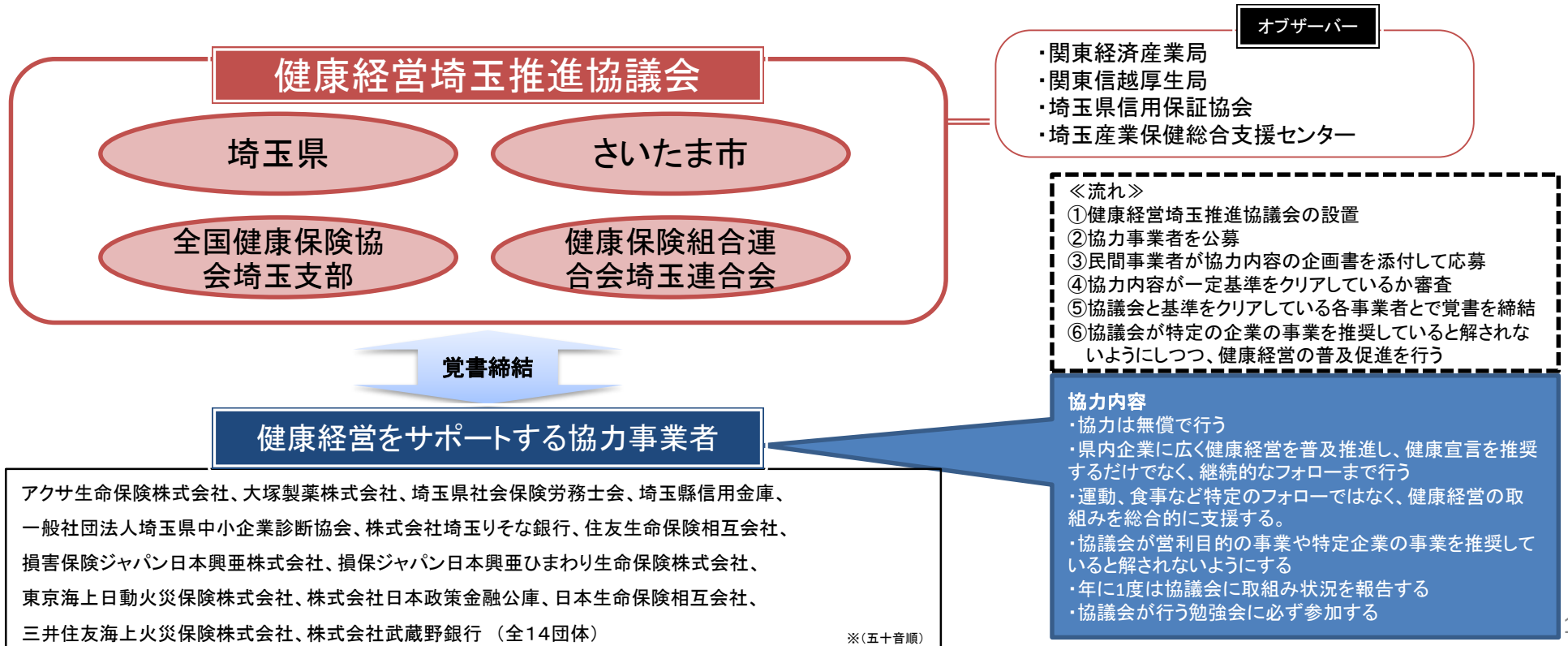
(令和2年3月末時点)

目的

健康経営の普及促進には、健康経営の意義及び関連する制度等の周知や、健康経営に取り組む企業への各種情報提供及びアドバイス等のフォローアップが必要となりますが、保険者の取組だけでは限界があるため、行政(自治体)と保険者が協同して協議会を設立し、さらに民間事業者と連携協力することにより、広く健康経営を普及させるとともに、健康経営に取り組んでいる企業へより頻度の多いフォローアップを行えるように、民間の協力事業者を公募し、「オール埼玉」で健康経営の普及促進を行っていきます。

- (平成30年 9月) 埼玉県、さいたま市と協同で「健康経営埼玉推進協議会」を設立
- (平成30年10月) 協力事業者を公募。7団体と覚書を締結
- (平成30年11月) 推進協議会と協力事業者が一堂に会し「キックオフミーティング兼勉強会」を開催
- (平成30年12月) 協力事業者を公募(2回目)
- (平成31年 1月) 新たに3団体と覚書を締結
- (平成31年 3月) 健康保険組合連合会埼玉連合会が推進協議会へ新規参画
- (平成31年 3月) 第2回目ミーティング会議(勉強会)を開催 オブザーバーとして「埼玉県信用保証協会」と「埼玉産業保健総合支援センター」が参加。
- (令和元年 5月) 令和元年度 第1回 健康経営埼玉推進協議会を開催
- (令和元年 6月) 新たに2団体と覚書を締結(株式会社埼玉りそな銀行、株式会社日本政策金融公庫)
- (令和元年 7月) 新たに1団体と覚書を締結(日本生命保険相互会社)

- (令和元年 7月) 令和元年度 第2回 健康経営埼玉推進協議会を開催
- (令和元年12月) 令和元年度 第3回 健康経営埼玉推進協議会を開催
- (令和 2年 3月) 新たに1団体と覚書を締結(埼玉縣信用金庫)



健康経営サポートカルテの送付

健康経営サポートカルテとは？

平成30年度の健康診断結果(40歳以上75歳未満の方のデータ)を活用したもので、企業の健康状態が他の企業・同業多種などと比較してどのような状況にあるかを確認していただくもの。

サポートカルテ送付要件

下記の①と②を両方満たす場合とする。なお、医療費は支部平均と大きく異なる等、**個人のデータが分かる可能性のある場合は、送付しない。**

- ①40歳以上の被保険者数が30名以上
- ②健診受診率50%以上

送付対象企業

すでに健康宣言をしている企業の健康づくりサポートとして、「サポートカルテ」ならびに「**埼玉県健康経営実践事業所取組事例集**」を送付。

また、未だ健康宣言をしていない企業に対して、健康経営に興味を示していただくきっかけづくりを目的として、「サポートカルテ」「**取組事例集**」を送付する。

1. 健康宣言事業所

送付時期：6月第2週

送付件数：380社

- 送付内容：①サポートカルテ送付可能事業所(約87社)
②サポートカルテ送付不可事業所(約293社)

2. 健康宣言未参加事業所

送付時期：6月第3週目以降 週に300社ずつ送付

送付件数：1,611社

